

# 大名みえ子です

〒319-1112 東海村村松 2401-2

電話・FAX 029-284-0761

E-mail toukai@oona-mieko.info

## 議会一般 質問から

10月12日の一般質問の中から今号では、**東海第二原発の運転  
20年延長申請と再稼働問題に対する考え方**についてご報告します。  
紙面の都合上、ポイントのみのご報告になります。ご了承ください。



**大名** 村長は再稼働の是非を判断するには4要件があるということが、福島原発事故時、同じ首長であった橋本昌さんは、この8月、再稼働は認めないと表明した。国策と言われることに対し住民を守るべく首長でありながら本心を述べるのが許されない環境と重圧の中で、このときばかりは本心を言わなければと、290万県民に責任を持つ首長だからこそ下した判断であると思う。ぜひ4要件の他に新潟県知事のように「福島第一原発事故の3つの検証、これがなされない限り」ということを加えてほしい。

**村長** 福島第一原発事故の究明は、国の事故調査委員会、国会の事故調査委員会、政府の事故調査委員会、民間の特別検証委員会等が出ている。いろいろなご意見はあると思うが、一方で福島事故の状況を踏まえて新規制基準ができています。新基準はバックフィット制度を使って随時新たな知見を取り入れていくということなので、各関係機関が取り組みはしていると思っています。新潟県の米山知事の独自の事故究明というのは本村が単独でやるのは難しい。茨城県の原子力安全対策委員会で技術的なものについて検討されているというので、その結果などを参考にしていきたい。

**大名** 4要件が仮にそろったときには、イコール再稼働を認めるということなのか、それとも4要件はそろったけれども改めて判断をしていくということなのか。

**村長** 4要件がどういう形でそろうかというのもあるので単純に全部そろったからという話じゃないと思う。それを踏まえて総合的に判断したい。

## 延長運転申請の中止を求める！！ 11/9 日本共産党茨城県委員会 茨城県原発を考える会



要請書を読み上げる党県委員長と  
県考える会々長



要請書の受け取りは、地域共生部  
長代理の方でした

11月9日、日本共産党茨城県委員会と茨城県原発を考える会は、東海第二原発の延長運転申請期限が11月28日と目前に迫っていることを受け、主に2つの点で要請行動を行いました。

- ①県民の安全を最優先に考えて原発の再稼働と運転延長を行わないこと。
- ②御社の研究開発・技術及び人材・資金を脱原発の方向に活かすこと。

加えて、再稼働をめざす各電力会社で労働強化が進んでいる問題にもふれて、東海第二発電所でも「36協定」によって「残業時間の上限が年間800時間に延長されており、長時間労働の懸念があること、老朽原発の延命のために過労死することがあってはならない」ことを伝えました。

事前に、要請を行いたいという意向を伝えたとき原電は、「申請をしてからではなく申請前ですか。時間は15分間、要請書を受け取るのみ」という回答で、9日の午前中なら受けられるという対応でした。日々忙しいであろうことはわかりますが、こうした要請行動が起きる背景について十分わかっているにもかかわらず、「原電の考え方に意見を述べようとする団体・個人の話は聞けない」と言っているようなものです。

危険を伴う事業している立場からは、十分丁寧な住民対応が必須なはずですが。

要請に対し部長代理は、①福島原発事故は残念なこと。②安全対策をとっている、と述べました。「これで十分という安全対策は無いに等しい」です。



原電の新基準に基づく対応の一部